

異議申立てと再審査手続

GSQA-REV-002・2.0・2026-10-19

1. 範囲と申立資格

自己の不授賞、手続終了、停止、取消、記録に影響する決定を権限ある組織・代理人が申し立てる。一般疑問は苦情・訂正を先に使え、本人の再審査を装う必要はない。

2. 申立期限

正式決定受領から30暦日以内に、決定、受領日、争う条項、理由、証拠を示す。遅延理由も説明する。通知未受領やシステム障害は別途手続上確認する。

3. 受理と回答

5営業日以内に受理又は補足事項を説明。完備後通常30暦日で回答する。複雑案件は理由付きで一度延長し、通常30暦日以内、具体的次回日を通知する。

4. 独立性と結果

原検証・決定に関与しない者が処理し、維持、変更、再検証差戻しを理由付きで示す。無料で、申立自体は授賞の発効、延長、回復を生じない。

5. 申立てできる者

申請者、受賞者、授権代理人は自分の申請・賞に影響する具体的決定を理由とともに申し立てられる。一般苦情・製品相談は別手続で、申請者の非公開決定資料は不要。

6. 期限と資料

受領後30暦日以内に提出。遅延は受理判断のため理由を示す。決定番号、受領日、資格、理由、証拠を含める。遅延は手続に従い判断し、提出だけで受理確定ではない。

7. 再審査の提出

申請の安全経路で本人・代理権を確認し、争う認定又は手続を簡潔に示す。裏付けは報告・要求に追跡可能とする。Gold Standard Quality Awardsへの再審査料金は不要。

8. 独立再審査

原技術検証・決定の非関与者が理由、証拠、必要説明を総合し理由付き結果を出す。申立だけで授

賞発効、有効延長、停止許諾回復は生じない。

9. 結果と他の権利

維持、変更又は追加処理への差戻しを示す。公開記録・許諾変更は所定手続で反映する。本手続は強行法規が留保する他の権利を奪わない。

10. 記録・処理・訂正

申請・案件番号、具体的製品と市場、適用版、文書と頁、責任者、重要日、理由及び正式通知を保存する。個人情報と営業秘密は権限管理する。疑問は情報訂正、苦情又は権限ある申請者の再審査で申し出られる。提出だけで既存決定・許諾は変わらず、正式通知と現行記録による。

11. 施行・適用・版

本規則2.0版は2026年10月19日公表・施行し、施行後正式提出の案件に適用する。既存申請は元の記録と規則を保持し、実質変更は別通知と経過措置で扱う。過去決定に新条件を遡及追加しない。ウェブとダウンロード本文を一致させ、旧版の置換関係を示す。名称・字句訂正と実質改訂を分けて記録する。